

○厚生労働省令第三十一号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「血液比重検査又は」を削る。

別表第二の二〇〇ml全血採血の項下欄第四号中「血液の比重が一・〇五二未満であり、かつ、」を削り、

「一二g／dl未満である者」を「一二・五g／dl未満の男子又は一二g／dl未満の女子」に改め、同表四〇

〇ml全血採血の項下欄第一号中「一八歳未満の者」を「一七歳未満の男子若しくは一八歳未満の女子」に改

め、同欄第四号中「血液の比重が一・〇五三未満であり、かつ、」を削り、「一二・五g/dl未満である者」を「一三g/dl未満の男子又は一二・五g/dl未満の女子」に改め、同表血漿成分採血の項下欄第四号中「血液の比重が一・〇五二未満であり、かつ、」を削り、同表血小板成分採血の項下欄第一号中「五五歳以上の者」を「六五歳以上の男子（六五歳以上七〇歳未満の者であつて、六〇歳に達した日から六五歳に達した日の前日までの間に採血を行われたことがあるものを除く。）若しくは五五歳以上の女子」に改め、同欄第四号中「血液の比重が一・〇五二未満であり、かつ、」を削る。

#### 附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。